

町民の声への回答

【タイトル】

郡家駅前での路上喫煙について

【コメント】

<回答>

この度は貴重なご意見ありがとうございます。

健康増進法では望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権限者が講ずべき措置等をとることが定められています。当駅施設の管理権限者に確認を行ったところ、全敷地内禁煙とされており、屋外におきましても禁煙を禁止するための掲示物による啓発、駅員による注意喚起が行われています。

また、自転車置場周辺は公共用地でありますので、町職員等による巡回や掲示物の設置などにより町民や来訪者の方へ周知を図り、喫煙による迷惑防止へ取り組んで参ります。

現時点においては八頭町では条例制定は予定しておりませんが、望まない受動喫煙が生じないように、周辺の関連機関に対しましても環境の整備を徹底していただくよう、周知・徹底を図ってまいりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

八頭町役場 保健課

☎0858-72-3566